

総会開催結果

作成日：令和4年8月31日

1	総会名	令和4年8月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	令和4年8月25日（木） 午前10時00分			
3	開催場所	大槌町役場3階 中会議室			
4	出席者の 状況 ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○
		1		阿部 成子	×
		2		兼澤 修悟	×
		3		藤原 長英	×
		5		北田 和紀	○
		6		三浦 英敏	○
		農地利用最適化推進委員			
			担当地域	氏 名	出欠
		金沢		三浦 幸保	○
				阿部 美智子	○
		小鍬		藤原 市之助	○
				川崎 郷泉	○
		上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	×
三浦 茂男	○				
農業委員会事務局	事務局長 岡本 克美	主任主査 畠山 拓也			
	主任主査 三浦 ゆり	主事 木村 純也			
5	議 事		付議	承認	
	報 告	【報告第6号】上閉伊地方農業委員会連絡会への令和4年度農業委員会大会要請提案事項の報告について			
	議 案	【議案第13号】農地法の適用外証明願について	2	2	
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程）			

総 会 議 事 録

【議 長】

定刻となりましたので、只今より令和4年8月大槌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数7名のうち4名の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。
本日、1番 阿部 成子委員、2番 兼澤 修悟委員、3番 藤原 長英委員から欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。

【議 長】

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。令和4年8月総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。

【議 長】

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。
それでは、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしという声あり)

ご異議ございませんので、5番 北田 和紀委員と 6番 三浦 英俊委員を指名いたします。

【議 長】

日程第3 諸般の報告を行います。
では、事務局、お願いいたします。

《事務局長》

(報告を読み上げ。)

【議 長】

続きまして、日程第4・報告第6号「上閉伊地方農業委員会連絡会への令和4年度岩手県農業委員会大会要請提案事項の報告について」を報告します。
事務局より説明をお願いいたします。

《事務局長》

(報告第6号を朗読)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問・意見なし)

よろしいですね。それでは次に進みます。

【議 長】

続きまして、日程第5・議案第13号「農地法の適用外証明願について」番号1を上程します。事務局より説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第13号の1を朗読)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田 和紀委員、三浦 茂男推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

今の場所については、現状は■■■■■ということですが、■■■■■が住宅が建ってる部分であります。■■■■■の部分と本来であれば一括に宅地に直すべきであったものが■■■■■がわからなかったということでそのまま来てたという経過があったようです。実態の地目は畑なんですが、宅地と一体となっているために、桃の木があったり、屋根がすでに土地までかかっていたりということで、宅地の一部としてすでに利用されてるということで、現状からすれば農地に返すのはまず無理だなということで、やむを得ないのではないかなと思われました。以上です。

【議 長】

農地法の適用外証明願に基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。

《事務局長》

農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「その他農地または採草放牧地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思われま

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですね。それでは、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、議案第 13 号「農地法の適用外証明願について」番号 2 を上程します。
事務局より説明をお願いいたします。

《事務局長》

(議案第 13 の 2 を朗読)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田 和紀委員、三浦 茂男
推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

この場所は、今話されたとおり、 の隣地、道路挟んだ隣地になる場所ですが、現状
は雑草があって、雑種地みたいな形になっていました。後は一部に、前聞いたらば、農機だとか
小屋もあったらしいんだけど。そこの部分についてはコンクリートだった。ちょっとした廻し
をつけてコンクリート用地もあったんだけど、上はもうすでにないというようなことで、現状
見てもそのとおり農地にするような場所でもない。これから駐車場として利用していきたいとい
う意向もあるようなので、やむを得ないといふうな感じでとらえました。以上です。

【議 長】

農地法の適用外証明願に基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いしま
す。

《事務局長》

農地法の適用外明の範囲に掲げる、「その他農地または採草放牧地以外になってから長い年月を
経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの」に
該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思われま。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方
は、挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですね。それでは、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

本日の議案は、以上です。
その他として、何かありますか。

《事務局長》

(今後の予定を説明)

【議 長】

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、農業委員会8月総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

10時28分終了